

ID: 653

担当部署: 子ども若者部 子ども家庭課

処分の概要	児童等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第25条の7第1項第2号		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第25条の7第1項第2号の規定による。 第25条の7 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（次項において「要保護児童等」という。）に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第25条第1項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。 (1) 略 (2) 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。 (3) 略			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日